平成２７年（フ）第６２２号
千葉県船橋市高根台６丁目19番23号
破産者　宮下　克己
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２７号
奈良県桜井市大字外山1360番地の１
破産者　プローブジャパン株式会社
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２９３号
徳島市秋田町１丁目32番地Ｙ’ｓビル４Ｆ
破産者　株式会社ａ．ｄ．11
1　決定年月日　平成27年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８２５号
さいたま市見沼区東大宮７丁目22番地32
破産者　株式会社ライズ
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目４番３―301号
破産者　林　　和宏
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２９８号
千葉市稲毛区長沼原町317番地１　ヴィルフォーレ稲毛８番館909号
破産者　冨田　　淳
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７９号
東京都港区南青山６丁目９番２号
破産者　株式会社クリエイティブ団
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２９号
川崎市幸区中幸町２丁目40番地
破産者　北上　秀代
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１５２号
名古屋市西区こも原町31番地
破産者　有限会社フリューゲル
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６２２号
大阪市西成区岸里東１丁目13番２号
破産者　株式会社赤阪商店
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５号
兵庫県姫路市延末295番地姫路市中央卸売市場内
破産者　有限会社中谷海産
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１０８号
松江市北田町105番地１　フレグランスショーワ211号室
破産者　佐々木仁美
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６号
島根県雲南市木次町新市394番地
破産者　有限会社木次タクシー
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９４号
岡山市北区谷万成１丁目21番１－２号　レオパレス谷万成103、旧住所東京都大田区北千束２丁目16番２号　ネオ北千束104
破産者　大藏　領一
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２０号
熊本市東区保田窪本町２―43
破産者　テロワール株式会社
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２８号
大分県別府市亀川中央町６番26号
破産者　亡帆足俊太郎相続財産
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１７号
北海道川上郡弟子屈町湯の島２丁目４番13号
破産者　株式会社子宝
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１９０号
千葉県富里市七栄650番地434　（東七栄ハイツ202号）
破産者　石黒　仁悟
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第７０９号
東京都小平市小川東町５丁目19番地19
破産者　有限会社グループ
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７１０号
東京都東村山市秋津町２丁目24番地15小沢ハイツ303
破産者　小川　淳一
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７４１号
東京都八王子市長沼町439番地カサグランデ102号
破産者　夛田　　藏
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５号
三重県志摩市阿児町鵜方1210番地
破産者　株式会社エス・エス
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係